

## 1-2 整備の方向性

ゾーン別の特性より立案した整備の方針をもとに、整備の方向性を設定することとし、表Ⅱ-1-3に、施設整備の方向性について示す。

### ■ 表Ⅱ-1-5に関する事項

- 整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。(統合した範囲を「エリア」と呼ぶ)
- 整備の方向性は、統合した地区海岸(エリア)の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。
- 「海岸保全の方向性」に基づき、統合した地区海岸(エリア)毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。
- 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。
- 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- 環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。

注1) 海岸の番号を図Ⅰ-1-2に示している。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

### 表Ⅱ-1-3 記載事項(9p)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色して示している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-4 広島沿岸域における整備の方向性(全域の共通施策)

防護面	環境面	利用面
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 侵食に強い海岸の整備</li> <li>・ 土砂収支の広域的連携の推進</li> <li>● 総合的な防災体制の整備</li> <li>・ 施設の運用・維持管理の高度化</li> <li>・ 地域と協力した防災体制の整備</li> <li>・ 地域住民の防災意識の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・ 生態系に配慮した施設整備</li> <li>● 海岸環境の保全活動の推進</li> <li>・ 環境情報の共有化</li> <li>・ 海岸ごみ対策の充実</li> <li>・ 海岸及び周辺施策との連携</li> <li>● 環境教育の推進</li> <li>・ 環境教育の場としての活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用しやすい海岸の整備</li> <li>・ ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備</li> <li>● 海岸利用の増進</li> <li>・ 海岸利用の積極的な情報提供の推進</li> <li>・ 海岸及び周辺施策との連携</li> <li>● 海岸利用のルールづくり</li> <li>・ 利用者のマナー向上に向けた取組の推進</li> <li>・ 放置艇対策における関係機関との調整</li> </ul>

表Ⅱ-1-5(1) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
1	大竹港海岸（小島） 大竹港海岸（三菱） 大竹港海岸（新町） 大竹港海岸（小方） 玖波漁港海岸（玖波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセス <sup>17)</sup> の確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
2	阿多田漁港海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
3	大竹海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（阿多田島長浦自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
4	大竹海岸（玖波） 大野海岸（鳴川） 大野海岸（宮浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
5	丸石漁港海岸（丸石） 大野海岸（丸石） 塩屋漁港海岸（塩屋） 大野海岸（小田島） 梅原漁港海岸（梅原） 大野海岸（大國蛭ヶ崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
6	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜） 大野海岸（上ノ浜） 大野海岸（早時） 大野海岸（深江） 大野海岸（赤崎） 厳島港海岸（赤崎） 大野海岸（柿ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
7	廿日市海岸（阿品）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
8	地御前漁港海岸（地御前） 廿日市海岸（扇新聞）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭など）
9	厳島港海岸（綱ノ浦） 厳島港海岸（有ノ浦） 厳島港海岸（長浜） 厳島港海岸（杉ノ浦） 厳島港海岸（包ヶ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（世界文化遺産区域や自然公園特別保護地区としての調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭・神能・玉取祭・鎮火祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（水中花火大会など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

※ 番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

表Ⅱ-1-5(2) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
10	広島港海岸(嘉永)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上(住吉桜尾)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(廿日市ポートパークなど)</li> </ul>
	広島港海岸(廿日市南)			
	広島港海岸(住吉桜尾)			
11	広島港海岸(美濃里)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上(美濃里)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
	五日市漁港海岸(五日市)			
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	—	—
13	広島港海岸(五日市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(みずどりの浜公園など)</li> </ul>
14	草津漁港海岸(草津)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	—
15	広島港海岸(南観音)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(観音マリーナ, 広島FMPなど)</li> </ul>
16		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	—
17	広島港海岸(江波)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備(江波の漕ぎ伝馬, 管絃祭など)</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海神宮など)</li> </ul>
18	広島港海岸(吉島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> </ul>
19	広島港海岸(出島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	—	—
20		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(港湾緑地, フェリー乗場など)</li> </ul>
21	広島港海岸(元宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
22		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(砂浜など)</li> </ul>	—
23		<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ホテル, マリーナなど)</li> </ul>
24	広島港海岸(宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備(広島みなと祭など)</li> </ul>
25	広島港海岸(宇品)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策(宇品)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	—
	広島港海岸(丹那)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(3) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
26	広島港海岸(向洋) 広島港海岸(船越) 広島港海岸(矢野)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(船越、矢野)	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海田町海浜公園など)
27		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(平成7浜親水公園など)
28	広島港海岸(坂)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(小学校の体験学習など)
29		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
30	坂海岸(小屋浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
31	広島港海岸(金輪島) 広島港海岸(似島西) 広島港海岸(二階) 広島港海岸(深浦) 広島港海岸(似島東)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(荒神社、似島臨海公園など)
32	江田島海岸(秋月) 小用港海岸(秋月)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
33	小用港海岸(小用)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
34	小用港海岸(切串)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
35	江田島海岸(切串・幸浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
36	大須港海岸(大須)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	—	—
37	江田島海岸(マゴ石・長浜)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
38	江田島海岸(津久茂) 津久茂港海岸(津久茂) 江田島海岸(津久茂) 世上漁港海岸(宮ノ原) 江田島海岸(矢ノ浦) 鷲部矢ノ浦港海岸(鷲部矢ノ浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
39	江田島海岸(内海) 内海港海岸(飛渡瀬) 能美海岸(長瀬)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
40	中田港海岸(中町)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
41	中田港海岸(高田) 能美海岸(遠崎)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
42	沖美海岸(三吉) 三高港海岸(小島) 三高港海岸(中ノ浜) 三高港海岸(高祖) 沖美海岸(高祖)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	—	—
43	美能漁港海岸(美能)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(4) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
44	沖美海岸(組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)</li> </ul>
	鹿田港海岸(鹿田) 沖美海岸(入鹿)			
45	畑漁港海岸(是長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> </ul>
	畑漁港海岸(畑)			
46	沖美海岸(是長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(マリンスポーツ利用など)</li> </ul>
	沖美海岸(大屋) 沖美海岸(横綱代)			
47	沖美海岸(大黒)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(マリンスポーツ利用など)</li> </ul>
48	鹿川港海岸(大矢)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> </ul>
	鹿川港海岸(文久) 鹿川港海岸(鎌木) 鹿川港海岸(大柿) 深江漁港海岸(深江) 大柿海岸(深江)			
49	大柿海岸(沖野島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、マリンスポーツ利用など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(マリントーク瀬戸内、沖野島マリーナなど)</li> </ul>
50	大柿海岸(西部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(大柿長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)</li> </ul>
	大柿海岸(南部)			
51	大柿海岸(東部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	-	-
	大柿海岸(横走)			
52	大柿港海岸(大君)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> </ul>
	柿浦漁港海岸(柿浦)			
53	呉海岸(天応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(呉ポートピアパークなど)</li> </ul>
54	大屋漁港海岸(大屋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	-	-
55	呉海岸(吉浦狩留賀)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(藻場など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)</li> </ul>
56	呉港海岸(吉浦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携(呉みなと祭りなど)</li> </ul>
	呉港海岸(川原石) 呉港海岸(宝町) 呉港海岸(警固屋)			
57	呉海岸(警固屋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)</li> </ul>

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(5) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
58	呉港海岸 (阿賀 (大入))	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟・砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マンボーツ利用など)</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備 (管絃祭など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (阿賀マリノボリスなど)</li> </ul>
	呉港海岸 (阿賀 (延崎))			
	呉港海岸 (広)			
	呉港海岸 (長浜)			
	呉港海岸 (小坪)			
59	呉海岸 (仁方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)</li> </ul>	-
	呉港海岸 (仁方)			
60	情島漁港海岸 (情島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)</li> </ul>	-
61	音戸漁港海岸 (鯛浜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (清盛塚などの歴史・文化資源との調和, 優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備 (清盛祭りなど)</li> </ul>
	音戸海岸 (音戸)			
	音戸漁港海岸 (坪井)			
	音戸海岸 (渡子)			
	田原漁港海岸 (田原)			
	音戸海岸 (早瀬)			
	釣士田港海岸 (早瀬)			
釣士田港海岸 (藤ノ脇)				
62	釣士田港海岸 (釣士田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など)</li> </ul>	-
	釣士田港海岸 (東宇和木)			
	釣士田港海岸 (西宇和木)			
	釣士田港海岸 (光ヶ瀬)			
	釣士田港海岸 (鳴滝)			
	釣士田港海岸 (重極)			
	釣士田港海岸 (重生)			
63	波多見港海岸 (波多見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (大浦崎自然海岸保全地区などの天然の海岸線, 藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マンボーツ利用など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (大浦崎公園, 音戸フェスティバルなど)</li> </ul>
64	音戸海岸 (波多見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (大浦崎自然海岸保全地区などの天然の海岸線, 藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (大浦崎公園, 音戸フェスティバルなど)</li> </ul>
	奥の内港海岸 (奥の内)			
65	長谷漁港海岸 (長谷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
66	倉橋海岸 (寒那)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
	倉橋海岸 (脇田)			
	袋の内港海岸 (袋の内)			
倉橋海岸 (本倉井)				
67	倉橋漁港海岸 (大向)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (須之浦自然海岸保全地区などの天然の海岸線, 藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> </ul>
	倉橋漁港海岸 (西宇土)			
	倉橋漁港海岸 (須川)			
	倉橋漁港海岸 (瀬郷)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(6) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
68	倉橋漁港海岸（本浦）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（長門島松原などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーション増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（桂浜神社、トライアスロン大会など）</li> </ul>
69	倉橋漁港海岸（石持） 倉橋漁港海岸（尾立） 倉橋漁港海岸（室尾） 倉橋漁港海岸（海越） 倉橋漁港海岸（鹿老渡北） 倉橋漁港海岸（鹿老渡南） 倉橋漁港海岸（矢尻） 倉橋漁港海岸（瀬戸） 倉橋漁港海岸（家之元） 倉橋漁港海岸（祖之元） 倉橋漁港海岸（宮ノ口）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	-
70	倉橋海岸（鹿島） 倉橋海岸（唐船）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	-
71	大迫港海岸（大迫）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	-
72	倉橋海岸（大迫） 倉橋海岸（亀ヶ首）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	-
73	下蒲刈海岸（下蒲刈） 吉悪港海岸（吉悪）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（魚付保安林など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	-
74	蒲刈港海岸（見戸代（港）） 蒲刈港海岸（丸谷） 蒲刈港海岸（三之瀬）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（ハゼツノマサキの生息地など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（天神鼻緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（蘭島閣美術館などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備（権伝馬など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（蘭島閣美術館など）</li> </ul>
75	下蒲刈海岸（小地藏） 大地蔵漁港海岸（大地蔵）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備（権伝馬など）</li> </ul>
76	蒲刈港海岸（向（南）） 蒲刈港海岸（向（北）） 蒲刈港海岸（田戸） 蒲刈港海岸（宮盛） 蒲刈港海岸（大浦（港）） 蒲刈港海岸（大浦（農））	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（日高庄緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備（権伝馬など）</li> </ul>

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(7) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
77	川尻港海岸 (岩戸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など)</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造 (遊歩道の設置など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (親水公園など)</li> </ul>
	川尻港海岸 (沖田)			
	川尻港海岸 (森)			
	川尻港海岸 (久俊)			
	川尻海岸 (大才)			
78	小用港海岸 (小用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・地震時の液状化対策</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全 (ハケシオ科の生息地など)</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (中小島・七浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (稚児明神などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (グリーンピア安浦など)</li> </ul>
	安浦海岸 (日の浦)			
	安登海岸 (久多田)			
	安浦海岸 (小島)			
	安浦漁港海岸 (日の浦)			
安浦漁港海岸 (水尻)				
79	安浦漁港海岸 (実成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・歴史・文化資源と調和した施設整備 (栢島神社大祭など)</li> </ul>
	安浦漁港海岸 (三津口)			
80	蒲刈海岸 (長瀬黒壳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>・汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全 (斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など)</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (窓が浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用、マリンスポーツ利用など)</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造 (植栽など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (天体観測館、県民の浜&amp;星まつり、スイムランin蒲刈大会など)</li> </ul>
	蒲刈海岸 (大浦)			
	原漁港海岸 (原)			
81	豊浜海岸 (豊島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全 (斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など)</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
	豊島漁港海岸 (代間)			
82	豊島漁港海岸 (山崎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全 (斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など)</li> </ul>
	豊島漁港海岸 (内浦)			
83	豊島漁港海岸 (立花)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・未整備区間における施設整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>・面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全 (アビ渡来群遊海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など)</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など)</li> </ul>
	豊島漁港海岸 (大浜)			
	豊島漁港海岸 (松山)			
84	豊島漁港海岸 (尾久比)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・生態系の保全 (アビ渡来群遊海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など)</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
	豊島漁港海岸 (斎)			
	豊浜海岸 (斎)			
85	三角海岸 (西浜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>・機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
	御手洗港海岸 (三角)			
	豊海岸 (三角浦)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。



表Ⅱ-1-5(8) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
86	御手洗港海岸 (普登) 御手洗港海岸 (久比) 御手洗港海岸 (小柳)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
87	御手洗港海岸 (野坂)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
88	御手洗港海岸 (平羅) 御手洗港海岸 (大島) 御手洗港海岸 (小島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
89	御手洗港海岸 (内浜)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
90	御手洗港海岸 (北堀) 御手洗港海岸 (南堀) 御手洗港海岸 (蛭子)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区 などの歴史・文化資源との調和, 優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区, 七夕納涼祭(花火大会)など)
91	豊海岸 (宇留明) 豊海岸 (豊町) 豊島漁港海岸 (沖友)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
92	安芸津海岸 (大芝) 大芝南漁港海岸 (大芝南) 大芝北漁港海岸 (大芝北)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域, 優れた眺望の確保 など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
93	小松原海岸 (小松原) 大芝北漁港海岸 (小松原)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
94	安芸津海岸 (風早) 安芸津港海岸 (風早) 安芸津港海岸 (雲下) 安芸津港海岸 (木谷)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉祭など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (安芸津フェスティバルなど)
95	安芸津海岸 (木谷(河)) 安芸津海岸 (木谷(農))	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
96	竹原海岸 (小泊) 竹原海岸 (曾井) 竹原港海岸 (沖辺) 吉名漁港海岸 (吉名) 竹原港海岸 (築地) 竹原海岸 (築地)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (カトガニ, ハセシマササギ, オガヒの生息地 など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(9) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
97	竹原港海岸 (明神)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (干潟・砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マンボウ利用など)</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
	竹原港海岸 (的場)			
	竹原港海岸 (高崎)			
98	竹原港海岸 (福田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線, 藻場など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (忠海八幡神社社叢などの歴史・文化資源との調和)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マンボウ利用など)</li> </ul>
	長浜漁港海岸 (長浜)			
	竹原海岸 (長浜)			
	忠海港海岸 (忠海)			
99	竹原海岸 (大久野島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (休暇村大久野島など)</li> </ul>
100	東野海岸 (外表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	-	-
101	木江港海岸 (岩白)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備 (十七夜祭 (權伝馬) など)</li> </ul>
	木江港海岸 (大楡)			
	木江港海岸 (木江)			
	木江港海岸 (野賀)			
102	沖浦海岸 (野賀)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
103	沖浦漁港海岸 (沖浦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備 (蛸子祭など)</li> </ul>
104	大崎海岸 (束島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
105	大崎海岸 (大串)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (大串自然海浜保全地区などの天然の海岸線, 砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (大串キャンプ場, 大崎サマーフェスティバルなど)</li> </ul>
	大崎海岸 (外浜)			
106	大崎海岸 (七々見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)</li> </ul>	-
	大崎海岸 (七々見東)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(10) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
107	大西港海岸 (城ヶ浜) 大西港海岸 (瀬井) 大西港海岸 (長松)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用など)</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (親水公園など)</li> </ul>
108	大西港海岸 (長江谷) 大西港海岸 (大西) 大西港海岸 (刀崎) 大西港海岸 (黒崎) 大西港海岸 (塔之越) 大西港海岸 (原下) 大西港海岸 (東原下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
109	大西港海岸 (長島東) 大西港海岸 (長島浜) 大西港海岸 (飛渡) 大西港海岸 (王五) 大崎海岸 (長島北)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (魚釣り公園“マリンパークおおさき”など)</li> </ul>
110	東野海岸 (脇の浦) 東野海岸 (大田) 鯉崎港海岸 (太田) 鯉崎港海岸 (矢弓)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
111	鯉崎港海岸 (白水) 鯉崎港海岸 (盛谷) 鯉崎港海岸 (大琴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉権伝馬など)</li> </ul>
112	鯉崎港海岸 (鯉崎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
113	鯉崎港海岸 (馬取) 鯉崎港海岸 (貝香) 鯉崎港海岸 (福浦) 鯉崎港海岸 (生野) 鯉崎港海岸 (船島) 鯉崎港海岸 (佐組島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (自然休養村、かんねキャンプ場など)</li> </ul>
114	三原海岸 (久津) 三原海岸 (大荷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	—
115	能地漁港海岸 (能地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全 (ナガノウの生息地など)</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(11) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
116	三原海岸（須波） 須波港海岸（須波） 須波漁港海岸（須波）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備（海水浴利用など）</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）</li> </ul>
117	尾道糸崎港海岸（貝野） 尾道糸崎港海岸（円一） 尾道糸崎港海岸（三原）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）</li> </ul>
118	尾道糸崎港海岸（福地） 吉和漁港海岸（吉和）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	—
119	尾道糸崎港海岸（尾道）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備（住吉祭り、ベッチャー祭りなど）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（千光寺、住吉花火祭り、みなど祭りなど）</li> </ul>
120	尾道糸崎港海岸（山波）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）</li> </ul>	—
121	尾道糸崎港海岸（向島北）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備（住吉祭り、ベッチャー祭りなど）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（住吉花火祭り、みなど祭りなど）</li> </ul>
122	尾道糸崎港海岸（向東）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> </ul>	—
123	尾道糸崎港海岸（高西）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）</li> </ul>	—
124	尾道糸崎港海岸（機織） 尾道糸崎港海岸（松永） 尾道糸崎港海岸（柳津）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上（機織）</li> </ul>	—	—
125	尾道糸崎港海岸（金江藤江）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）</li> </ul>
126	尾道糸崎港海岸（浦崎） 串浜漁港海岸（串浜）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> </ul>	—
127	尾道海岸（ほうまあ） 尾道海岸（高松） 尾道海岸（浦崎高松） 尾道海岸（浦崎満越） 海老漁港海岸（海老） 尾道海岸（浦崎新田） 尾道海岸（浦崎）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> </ul>

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表II-1-5(12) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
128	尾道海岸 (吉ノ浜) 泊漁港海岸 (吉ノ浜) 泊漁港海岸 (泊) 尾道海岸 (泊) 尾道海岸 (水の浜) 尾道海岸 (海老呑)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (百島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
129	福田港海岸 (波戸) 福田港海岸 (福田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> </ul>
130	向島海岸 (加島北)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)</li> </ul>	-
131	向東海岸 (古江浜) 向東海岸 (小水) 大町漁港海岸 (大町) 尾道海岸 (大町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	-
132	向島海岸 (稲積) 干汐漁港海岸 (稲積) 干汐漁港海岸 (干汐) 向島海岸 (立花) 立花漁港海岸 (立花) 向島海岸 (向島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、立花緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用など)</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
133	尾道糸崎港海岸 (向島西)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)</li> </ul>	-
134	尾道糸崎港海岸 (岩子) 尾道糸崎港海岸 (船越) 向島海岸 (池ノ浦) 向島海岸 (団子石) 向島海岸 (浜ノ浦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●面的防護方式の推進</li> <li>●侵食に強い海岸の整備</li> <li>●汀線の保全・回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> </ul>
135	因島海岸 (深浦大浜) 因島海岸 (深浦) 因島海岸 (三池) 因島海岸 (相川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全 (大浜崎鳥獣保護区特別保護地区など)</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、植栽による海岸線の緑化など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (因島アムニティー公園、大浜崎キャンプ場など)</li> </ul>
136	中浜港海岸 (大浜) 中浜港海岸 (中庄) 中浜港海岸 (外浦) 鏡浦漁港海岸 (鏡浦) 椋浦港海岸 (椋浦)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (梶ノ鼻自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など)</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> </ul>
137	土生港海岸 (三庄) 土生港海岸 (小用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (折古の浜キャンプ場など)</li> </ul>
138	重井港海岸 (細島) 因島海岸 (細島西) 因島海岸 (細島) 因島海岸 (細島東)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)</li> </ul>	-

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(13) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
139	土生港海岸（土生） 因島海岸（竹長） 因島海岸（重井） 西浦漁港海岸（西浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
140	重井港海岸（西浜） 重井港海岸（伊浜西） 重井港海岸（馬神・宮沖） 重井港海岸（伊浜東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
141	瀬戸田海岸（中野） 瀬戸田海岸（名荷） 瀬戸田海岸（西浦坂田） 因島海岸（田嵐）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
142	生口港海岸（原） 生口港海岸（波止岡）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など）
143	生口港海岸（御寺） 生口港海岸（宮原） 生口港海岸（泊） 生口港海岸（田高根）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
144	瀬戸田海岸（垂水早瀬） 瀬戸田港海岸（垂水） 瀬戸田港海岸（福田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （耕三寺などの歴史・文化資源との調和 海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （灯籠流しなど） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （耕三寺、平山郁夫美術館など）
145	瀬戸田港海岸（高根） 瀬戸田海岸（高根）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （高根島自然海浜保全地区などの天然の 海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
146	佐木港海岸（須ノ上） 鷺浦海岸（黒浜） 瀬戸田港海岸（向田） 鷺浦海岸（長岩） 鷺浦海岸（麦焼布袋岩） 佐木港海岸（須波） 佐木港海岸（大野浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （柄瀬瀬戸、佐木大野浦自然海浜保全 地区などの天然の海岸線、藻場・干潟 など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （トライアスロン大会など）
147	佐木港海岸（小佐木（港）） 佐木港海岸（小佐木（農）） 小佐木海岸（北浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など）	-
148	福山港海岸（野の浜） 福山港海岸（沖浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・地震時の液状化対策（野の浜）	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など） ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	-

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(14) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
149	福山港海岸（手城）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど）</li> </ul>
150	福山港海岸（一文字） 水呑漁港海岸（水呑）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策、耐震性の向上（一文字）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（ハケシマソコ等の生息地など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●海水・海域の浄化</li> <li>●水質・底質の改善</li> </ul>	—
151	福山港海岸（田尻） 田尻漁港海岸（田尻）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（ハケシマソコ、スカギの生息地など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（竹々端運動公園、ファミリーパークキャンプ場、田尻民族資料館など）</li> </ul>
152	福山港海岸（みゆき） 福山港海岸（江の浦） 平漁港海岸（平） 福山海岸（室浜）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（スカギの生息地など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（瀬の浦周辺の歴史・文化資源や安国寺のツツなどの調和）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（瀬の浦マリナー、瀬の浦弁天島花火大会など）</li> </ul>
153	走漁港海岸（唐船） 福山海岸（本浦）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（魚付保安林など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> </ul>
154	走漁港海岸（浦友） 走漁港海岸（本浦）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（魚付保安林など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	—
155	阿伏兎港海岸（能登原） 千年港海岸（桜） 千年港海岸（岩船） 千年港海岸（草深） 千年港海岸（敷名） 千年港海岸（常石）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●地震時の液状化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（阿伏兎観音などの歴史・文化資源との調和）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（阿伏兎観音、盤台寺、ハーブガーデンなど）</li> </ul>
156	内海海岸（馬場崎） 箱崎漁港海岸（箱崎） 箱崎漁港海岸（小用地）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（箱崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（憩いの森、定置網観光など）</li> </ul>
157	内海海岸（大畑）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> </ul>	—
158	横田漁港海岸（南） 横田漁港海岸（家廻） 横田漁港海岸（入双） 内海海岸（小坊志）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（魚付保安林など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（王城・切石公園、横島底引網観光など）</li> </ul>

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(15) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
159	内海海岸（グイビ） 内海海岸（横山） 内海海岸（横島）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（魚付保安林など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（グイビ・横山自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（陸けい砂州の保全など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（玉城・切石公園など）</li> </ul>
160	内海海岸（新道） 横田港海岸（横島） 横田港海岸（町） 横田港海岸（大浦）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●生態系の保全（魚付保安林など）</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）</li> </ul>	—
161	箱崎漁港海岸（釜屋） 箱崎漁港海岸（内浦）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●機能不足及び老朽化施設の改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	—
162	箱崎漁港海岸（寺山） 箱崎漁港海岸（阿伏兎）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮・津波に強い海岸の整備</li> <li>●未整備区間における施設整備</li> <li>●面的防護方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携（箱崎マリーナなど）</li> </ul>

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。



## 2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細

整備対象海岸毎に、整備する施設の種類、規模、受益地域、整備の方向性等を整理した「施設の整備内容」を表Ⅱ-2-1、整備計画図を図Ⅱ-2-1に示す。

施設整備の内容については、次のように設定している。

### 《施設整備の内容》

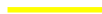




項目	決定方法
① 整備対象地区海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。
② 整備延長	①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。
③ 代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。
④ 施設の種類	⑥の整備の方向性（特に1）を満足するために適切な施設の種類を選定。
⑤ 受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図(図Ⅱ-2-1)参照。
⑥ 整備の方向性 (環境面・利用面)	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。(表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項) 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。(表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項)

注1) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

注2) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力等の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

注3) 表Ⅱ-1-3の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

《整備計画図の見方》

	凡例	凡例の説明
既設の海岸保全施設の存する区域	黄色線 	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設の海岸保全施設のある区域を示す。</li> <li>民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。</li> <li>民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。(あくまでも、現在の海岸保全施設を図示)</li> </ul>
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域	赤色線  <div data-bbox="612 734 820 810" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">             現在の海岸保全施設の改良           </div>  <div data-bbox="612 846 820 967" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">             新設または海岸保全施設に取り込んでの改良           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。</li> <li>赤色線の背後に黄色線（既設の海岸保全施設の存する区域）のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。</li> <li>赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。</li> </ul>
受益地域（想定浸水、想定侵食区域）	水色ハッチ  <div data-bbox="612 1070 820 1214" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">             海岸保全施設によって浸水、侵食から守られている地域           </div>  <div data-bbox="612 1249 820 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;">             新設または海岸保全施設に取り込んでの改良           </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。</li> <li>黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。             <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。</li> <li>民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。</li> </ul> </li> </ul>

表Ⅱ-2-2-1 (1) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性														
					延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項												
													延長	規模	代表堤防高									
大竹港海岸 (三歳)	港湾局	2	大竹市御幸町	大竹市御幸町	1,850	4.2	6.2	胸壁、護岸	住宅地、工業地		<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>												
													阿多田漁港海岸 (阿多田)	水産庁	6	大竹市阿多田島	大竹市阿多田島	70	5.0	7.0	護岸、護堤、突堤、養浜	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>
2	5.5	7.4	堤防、消波工																					
3	5.0	7.0	堤防、消波工																					
大竹海岸 (阿多田)	農政局	7	大竹市阿多田島	大竹市阿多田島	90	5.0	7.0	堤防、消波工	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>													
												4	5.0	7.0	堤防、消波工									
												5	5.0	7.0	堤防、消波工									
大竹海岸 (玖波)	水国局	8	大竹市玖波	大竹市玖波	50	5.4	7.3	護岸、護堤、突堤、養浜	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>													
												大野海岸 (鳴川)	水国局	9	廿日市市大野町下灘	廿日市市大野町下灘	900	5.5	7.4	護岸、護堤、突堤、養浜	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>	
																								1
大野海岸 (宮浜)	水国局	10	廿日市市大野町下灘	廿日市市大野町下灘	1,570	5.1	7.0	護岸、護堤、突堤、養浜	住宅地、農用地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>													
												大野海岸 (丸石)	水産庁	12	廿日市市丸石2丁目	廿日市市丸石	60	4.9	6.8	護岸	住宅地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>	
																								1
塩釜漁港海岸 (塩屋)	水産庁	13	廿日市市原町林が原1丁目	廿日市市原町林が原	300	4.9	6.8	護岸	住宅地、商業地、工業地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>													
												大野海岸 (小田島)	水国局	14	廿日市市原2丁目	廿日市市原	80	4.0	5.9	護岸	住宅地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>景観に配慮した海岸の整備</li> <li>自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>パブリックアークアケサスの確保</li> <li>多様に利用できる海岸の整備</li> <li>健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>	
																								1

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用美観等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (2) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	配置			受益地域		整備の方向性	
				区域	規模	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
大野海岸 (大野地区)	水国局	16	中田市大野町大野2丁目	4.5	護岸	中田市大野町大野2丁目	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海浜性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
			中田市大野町下の浜	2,879	6.5	護岸	国			
上ノ浜漁港海岸 (上ノ浜)	水産庁	17	中田市大野町上ノ浜2丁目	3.5	護岸	中田市大野町上ノ浜	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
			中田市大野町上ノ浜1丁目	300	6.5	護岸	住宅地, 工業地			
		20	中田市物見東1丁目	4.5	護岸	中田市大野町前	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
			中田市大野町前空5丁目	691	6.5	護岸	住宅地, 商業地, 農用地, その他			
大野海岸 (早時)	水国局	3	中田市宮島口西1丁目	4.5	護岸	中田市大野町前空	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
			中田市宮島口西1丁目	545	6.5	護岸	住宅地, 商業地, 農用地, その他			
大野海岸 (築江)	水国局	21	中田市宮島口西1丁目	4.5	護岸	中田市大野町宮島口西	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
			中田市阿品3丁目	133	6.7	護岸	住宅地, 商業地, その他			
			中田市阿品2丁目	134	6.7	護岸	住宅地, 商業地, その他			
			中田市阿品1丁目	100	6.7	護岸	住宅地, 商業地, その他			
中田市海岸 (阿品)	水国局	24	中田市阿品	4.7	護岸	中田市阿品	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
			中田市阿品3丁目	160	6.7	護岸	住宅地, その他			
			中田市地御前5丁目	400	6.5	護岸	住宅地, 商業地, その他			
			中田市地御前5丁目	270	6.5	護岸	住宅地, 商業地, その他			
地御前漁港海岸 (地御前)	水産庁	25	中田市地御前1丁目～串戸1丁目	4.7	護岸	中田市地御前	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
			中田市地御前1丁目	130	6.6	護岸	住宅地, 商業地, その他			
中田市海岸 (島新開)	水産庁	26	中田市宮島町綱の浦	3.8	護岸	中田市宮島町綱の浦	商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	
蔵島港海岸 (綱ノ浦)	港湾局	27	中田市宮島町綱の浦	200	護岸	中田市宮島町綱の浦	商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に示すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (3) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	30			1	延長 (m)	規模		地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
								(T, P, m)						代表堤防高 (C, D, L, m)
蔵島港海岸 (杉ノ浦)	港湾局	30	1	中日子宮島町緑町	中日子宮島町緑町 中日子宮島町杉の浦	871	4.2	6.1	護岸 護岸、離岸堤、養浜	中日子宮島町緑町 杉の浦	住宅地、農用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●バリアフリーアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの誘連のための施設整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備</li> <li>●海岸利用の推進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>	
蔵島港海岸 (赤崎)	港湾局	32	1	中日子宮島口1丁目	中日子宮島口1丁目	300	4.5	6.5	護岸	中日子宮島口 島口	住宅地、商業地、その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●バリアフリーアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●健康に役立つ海岸の創造</li> </ul>	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基軸段階においては、「整備の方向性」を基に「配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1(4) 施設整備の内容(広島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	規模		施設の種別	受益地域		状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長(m)	代表堤防高(C.D.L.m)		地域	整備の方向性			
広島港海岸(高水)	港湾局	1	中日市市串戸	中日市市串戸	660	5.4	堤防	中日市市串戸	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアークアセスの取組 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
					220	4.4	護岸					
					250	5.7	護岸					
		広島港海岸(中日市南)	港湾局	2	中日市市下平良, 住吉	1,095	5.7	護岸	中日市市下平良～住吉	商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアークアセスの取組 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						710	6.1	護岸				
						430	4.8	胸壁				
						7基	—	陸間				
						200	4.5	胸壁				
						1,030	5.2	護岸				
						1,050	4.4	護岸				
						1,310	5.6	護岸				
						355	5.6	護岸				
						245	5.7	護岸				
						110	4.7	胸壁				
						400	4.5	胸壁				
140	5.2	護岸										
455	4.3	胸壁										
660	4.4	護岸										
320	4.4	胸壁										
広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局	3	中日市市桜尾	中日市市桜尾	260	4.5	堤防	中日市市桜尾	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアークアセスの取組 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
					690	4.8	堤防					
広島港海岸(美濃里)	港湾局	4	広島市佐伯区美の里	広島市佐伯区美の里	690	4.8	堤防	広島市佐伯区美の里	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ・水質・底質の改善	●多様にご利用できる海岸の整備 ・価値に役立つ海岸の創出	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種別については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (5) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸	番号	区域	区域	配座			施設の種別	受益地域		状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						延長 (m)	規模			地域	方向性			
							(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)						
草津魚港海岸 (草津)	水産庁	7			広島市西区南工センター	1	29	5.7	7.5	護岸	広島市西区南工センター～扇	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	—
						2	35	5.7	7.4	護岸				
						3	155	5.6	7.4	護岸				
						4	60	5.6	7.4	護岸				
広島港海岸 (南観音)	港湾局	8			広島市西区南観音新町	1	800	4.9	6.7	胸壁	広島市西区南観音新町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海城の強化 ●水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						2	350	4.6	6.4	護岸				
						3	320	5.5	7.3	護岸				
						4	780	5.5	7.3	胸壁				
						5	600	4.7	6.5	胸壁				
						6	500	4.6	6.4	堤防				
広島港海岸 (江波)	港湾局	9			広島市中区江波西	1	110	4.7	6.5	護岸	広島市中区舟入側 ～江波東	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海城の強化 ●水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ●海中・文化資源と連携した施設整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						1'	385	4.8	6.7	堤防				
						2	995	4.6	6.4	護岸				
						3	230	4.6	6.4	護岸				
						4	490	4.6	6.4	護岸				
						5	690	5.3	7.1	護岸				
						6	1,890	6.1	7.9	護岸				
						7	730	5.1	6.9	護岸				
						8	490	4.6	6.4	護岸				
						9	760	4.6	6.4	護岸				
						11	225	4.7	6.5	護岸				
						12	220	4.7	6.5	堤防				
広島港海岸 (吉島)	港湾局	10			広島市中区吉島	1	1,051	4.9	6.7	堤防	広島市中区吉島西 ～南千田町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海城の強化 ●水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの取扱い
						2	260	5.5	7.4	護岸				
						3	210	5.5	7.4	護岸				
						4	430	5.5	7.4	護岸				
						5	220	4.7	6.5	胸壁				
						6	530	4.7	6.5	護岸				
						7	260	4.7	6.5	胸壁				
						8	845	4.7	6.5	護岸				
広島港海岸 (出島)	港湾局	11			広島市南区出島	1	1,325	5.4	7.2	護岸	広島市南区元字品西 ～元字品海岸	商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの取扱い ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						2	755	4.7	6.5	護岸				
						3	345	4.7	6.5	堤防				
						4	295	4.4	6.2	胸壁				
広島港海岸 (元字品)	港湾局	12			広島市南区元字品	1	180	4.7	6.5	護岸	広島市南区元字品	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ●遊歩に役立つ海岸の取扱い ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						2	840	5.4	7.2	人工海浜				
						3	80	5.4	7.2	護岸				
						4	740	4.9	6.7	護岸				
						5	440	4.6	6.4	護岸				
						6	270	4.6	6.4	護岸				
						7	65	4.6	6.4	堤防				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種別については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を見直し、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (6) 施設整備の内容(広島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸	番号	配置			受益地域			整備の方向性		
				区域	区域	規模	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
												延長 (m)
広島港海岸(宇品)	港湾局	13	1	広島市南区宇品海岸	広島市南区宇品海岸	4.7	6.5	堤防	広島市南区宇品海岸～宇品東岸	商業地, 工業地	●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				1	広島市南区丹那町	4.7	6.5	護岸	広島市南区丹那町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	-
				2	広島市南区仁保沖町	4.7	6.5	堤防	広島市南区仁保沖町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	-
				3	広島市南区仁保沖町	4.8	6.6	護岸	広島市南区仁保沖町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	-
広島港海岸(丹那)	港湾局	14	2	広島市南区丹那町	広島市南区丹那町	4.8	6.6	護岸	広島市南区丹那町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	-
				4	広島市南区丹那町	4.8	6.6	護岸	広島市南区丹那町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	-
広島港海岸(向洋)	港湾局	15	1	広島市南区向洋沖町	広島市南区向洋沖町	4.8	6.6	護岸	広島市南区向洋沖町～月見町	工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
広島港海岸(船越)	港湾局	16	1	広島市安芸区船越南	広島市安芸区船越南	4.8	6.6	護岸 堤防 胸壁	広島市安芸区船越南	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
広島港海岸(矢野)	港湾局	17	1	安芸郡海田町明神町, 南明神町, 舟町, 矢野町	安芸郡海田町明神町, 南明神町, 舟町, 矢野町	7.870	6.6	護岸 護岸 護岸, 堤防 護岸 護岸 胸壁 陸脚 護岸	安芸郡海田町明神町～広島市安芸区矢野西	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				1	広島市安芸区矢野西	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区矢野西	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				2	広島市安芸区矢野新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区矢野新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				3	広島市安芸区矢野新町, 北新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区矢野新町, 北新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				4	広島市安芸区北新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区北新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				5	広島市安芸区北新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区北新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				6	広島市安芸区北新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区北新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				7	広島市安芸区北新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区北新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				8	広島市安芸区北新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区北新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				9	広島市安芸区北新町	4.8	6.6	護岸	広島市安芸区北新町	住宅地, 商業地, 工業地	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
広島港海岸(坂)	港湾局	18	10	安芸郡坂町平成ヶ浜	安芸郡坂町平成ヶ浜	7.15	6.6	堤防	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				2	安芸郡坂町平成ヶ浜	9.00	6.6	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				3	安芸郡坂町平成ヶ浜	1.020	5.3	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				4	安芸郡坂町平成ヶ浜	2.30	7.1	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				5	安芸郡坂町平成ヶ浜	2.40	6.7	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				6	安芸郡坂町平成ヶ浜	2.40	6.7	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				7	安芸郡坂町平成ヶ浜	2.45	6.9	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				8	安芸郡坂町平成ヶ浜	1.20	6.9	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				9	安芸郡坂町平成ヶ浜	9.80	6.9	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
				10	安芸郡坂町平成ヶ浜	2.80	7.0	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜	商業地, 工業地	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素・利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。



表II-2-1 (7) 施設整備の内容(広島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
										延長 (m)	規模 (T.P.m) 代表堤防高 (C.D.L.m)
坂海岸(小屋浦)	水国局	19	1	安芸郡坂町亀石, 小屋浦	護岸	安芸郡坂町	住宅地, 商業地, 工業地	-	●多様に利用できる海岸の整備 - 健康に役立つ海岸の創造	●多様に利用できる海岸の整備 - 健康に役立つ海岸の創造	
											2
広島港海岸(金輪島)	港湾局	20	1	広島市南区宇品町	人工海浜	広島市南区宇品町 金輪島	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 - 健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 - 観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		護岸						6.6
			3		護岸						6.5
			4		胸壁						6.5
広島港海岸(以島西)	港湾局	21	1	広島市南区以島町	護岸	広島市南区以島町	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 - 健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 - 観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		護岸						7.3
広島港海岸(二階)	港湾局	22	1	広島市南区以島町	護岸	広島市南区以島町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 - 健康に役立つ海岸の創造	
広島港海岸(深浦)	港湾局	23	1	広島市南区以島町	護岸	広島市南区以島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 - 健康に役立つ海岸の創造	
											2
広島港海岸(以島東)	港湾局	24	1	広島市南区以島町	堤防	広島市南区以島町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 - 健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 - 観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		堤防						6.5

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基軸段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (8) 施設整備の内容(江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配座			受益地域			整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表防高 (C.D.L.m)					
江田島海岸(秋月)	水国局	1	江田島市江田島町秋月4丁目	705	4.2	6.1	護岸, 胸壁	江田島市江田島町秋月	住宅地, 工業地, 農用地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
					4.5	6.4	護岸					
					4.2	6.1	護岸					
小用港海岸(秋月)	港湾局	2	江田島市江田島町秋月1丁目	420	3.7	5.6	護岸	江田島市江田島町秋月	住宅地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
小用港海岸(小用)	港湾局	3	江田島市江田島町小用1丁目	170	3.5	5.4	護岸	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様性を利用できる海岸の整備 ・海産性レクリエーションの増進のための施設整備	
小用港海岸(切串)	港湾局	4	江田島市江田島町切串1丁目	130	3.5	5.4	胸壁	江田島市江田島町切串	住宅地, 農用地	-	-	
江田島海岸(幸ノ浦)	農振局	5	江田島市江田島町幸ノ浦1丁目, 2丁目, 4丁目, 5丁目	2,450	3.4	5.2	護岸	江田島市江田島町幸ノ浦	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様性を利用できる海岸の整備 ・海産性レクリエーションの増進のための施設整備	
江田島海岸(矢ノ浦)	水国局	12	江田島市江田島町中央4丁目	290	4.1	6.0	護岸	江田島市江田島町中央	住宅地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
江田島海岸(内海)	農振局	14	江田島市江田島町飛渡瀬	1,594	4.3	6.2	護岸	江田島市大柿町飛渡瀬	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
中田港海岸(中町)	港湾局	17	江田島市能美町中町	1,384	4.3	6.2	護岸	江田島市能美町中町	住宅地, 商業地, 工業地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
中田港海岸(高田)	港湾局	18	江田島市能美町高田	30	3.3	5.1	胸壁	江田島市能美町高田	住宅地, 商業地, 農用地	-	-	
沖美海岸(三吉)	水国局	20	江田島市沖美町三吉	190	3.5	5.4	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地, 商業地, 工業地	-	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	
				150	3.5	5.4	護岸					
				200	4.6	6.5	護岸					
				150	4.0	5.9	護岸					
三高港海岸(小島)	港湾局	21	江田島市沖美町三吉	420	3.7	5.5	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	-	-	
三高港海岸(中ノ浜)	港湾局	22	江田島市沖美町高祖	110	4.0	5.9	胸壁	江田島市沖美町高祖	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	-	-	
三高港海岸(高祖)	港湾局	23	江田島市沖美町高祖	428	4.0	5.9	護岸	江田島市沖美町高祖	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	-	-	
沖美海岸(高祖)	農振局	24	江田島市沖美町高祖	617	4.0	5.9	護岸	江田島市沖美町高祖	住宅地, 農用地	-	-	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に算出することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (9) 施設整備の内容(江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
					延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
沖美海岸(組)	農振局	26	1	江田島市沖美町是長	353	4.2	6.1	護岸	江田島市沖美町是長	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
沖美海岸(是長)	農振局	31	1	江田島市沖美町是長	130	-	-	離岸堤	江田島市沖美町是長	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
沖美海岸(大蔵)	農振局	32	1	江田島市沖美町岡大王	327	4.2	6.0	護岸	江田島市沖美町岡大王	農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
鹿川港海岸(鎌木)	港湾局	37	1	江田島市能美町鹿川	710	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保
鹿川港海岸(大榎)	港湾局	38	1	江田島市大榎町小古江	1,245	3.1	5.0	護岸	江田島市大榎町小古江～深江	住宅地, 商業地, 農用地, 工業地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保
大榎海岸(深江)	農振局	40	1 2	江田島市大榎町深江	178 546	3.4 3.5	5.3 5.3	護岸 護岸	江田島市大榎町深江	住宅地, 商業地, 農用地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアックアセスの確保

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の環境要素、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-2-1 (10) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座			区域	施設の種類	受益地域		状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性	利用面に対する配慮事項
			区域	延長 (m)	規模 (T.P.m) (C.D.L.m)			地域	状況				
呉海岸 (天応)	水国局	1	呉市天応大浜3丁目～1丁目	2,405	4.8	6.7	護岸	住宅地, その他	—	—	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			呉市天応大浜3丁目～1丁目	5基	—	—	陸間	—					
呉海岸 (吉浦狩留賀)	水国局	3	呉市天応大浜3丁目～1丁目	489	4.8	6.7	護岸	住宅地, 農用地, その他	—	—	—	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
			呉市狩留賀町	585	4.0	5.9	護岸	—					
呉海岸 (吉浦)	港湾局	4	呉市吉浦新町1丁目～2丁目, 若葉町	430	3.6	5.5	護岸	住宅地, 工業地	—	—	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			呉市吉浦新町4丁目～3丁目	1,427	4.1	6.0	護岸	—					
呉海岸 (川原石)	港湾局	5	呉市若葉町	754	4.0	5.9	護岸	住宅地, 商業地, 工業地, その他	—	—	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			呉市海岸4丁目～3丁目	3,320	4.0	5.9	胸壁	—					
呉海岸 (笠町)	港湾局	6	呉市笠町	1,173	4.3	6.2	護岸	住宅地, 工業地, その他	—	—	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			呉市警固屋6丁目	2,930	4.7	6.6	護岸	—					
呉海岸 (警固屋)	水国局	8	呉市警固屋8丁目	974	5.4	7.2	護岸	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	—	—	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			呉市警固屋9丁目	—	—	—	護岸, 滑り, 突堤, 業浜	—					
呉海岸 (阿賀 (大入))	港湾局	9	呉市阿賀南8丁目	657	5.2	7.1	護岸	住宅地, 商業地, その他	—	—	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			呉市阿賀南	274	5.0	6.8	護岸	—					
呉海岸 (阿賀 (延輪))	港湾局	10	呉市阿賀南8丁目	680	5.0	6.8	護岸	住宅地, 商業地, その他	—	—	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			呉市阿賀南4丁目, 5丁目, 8丁目, 9丁目, 阿賀中央3丁目, 6丁目, 7丁目	1,255	4.0	5.8	護岸	—					
呉海岸 (広)	港湾局	11	呉市広多賀谷1丁目	388	5.3	7.1	護岸	住宅地, 商業地, その他	—	—	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			呉市広多賀谷1丁目～4丁目, 広古新1丁目	1,843	5.3	7.1	護岸	—					
			呉市広末広1丁目	230	5.3	7.1	護岸	—					
呉海岸 (長浜)	港湾局	12	呉市広長浜1丁目	1,650	5.4	7.2	護岸, 滑り, 突堤, 業浜	住宅地, その他	—	—	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			呉市広小坪2丁目	200	4.8	6.7	護岸	—					
呉海岸 (仁方)	水国局	14	呉市仁方戸田	300	4.8	6.7	護岸	住宅地, 農用地, その他	—	—	—	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
			呉市広小坪2丁目	750	4.8	6.7	護岸	—					
			呉市仁方皆実町	900	3.8	5.7	護岸	—					
呉海岸 (仁方)	港湾局	15	呉市仁方皆実町	2,164	3.8	5.7	護岸	住宅地, 工業地, その他	—	—	—	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	
			呉市仁方枝籠浦～仁方本町5丁目	—	—	—	護岸	—					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配座事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。  
 ※ それ以外の配座事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。  
 ※ 整備の基盤段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。  
 ※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なる場合もある。

表 II-2-1 (11) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域			整備の方向性						
			区域	区域	延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項				
						(T.P.m)	代表防波 (C.D.L.m)									
音戸漁港海岸 (鯛浜)	水産庁	17	1	呉市音戸町高須3丁目	1,610	4.3	6.2	護岸	呉市音戸町高須3丁目～船浜1丁目	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備				
													19	呉市音戸町坪井2丁目～3丁目	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
音戸海岸 (渡子)	水産庁	20	1	呉市音戸町渡子1丁目	1,153	4.6	6.5	護岸	呉市音戸町渡子1丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
			2	呉市音戸町渡子3丁目	1,680	4.6	6.5	護岸	呉市音戸町渡子3丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他						
			3	呉市音戸町田原1丁目～2丁目	1,280	4.6	6.5	護岸	呉市音戸町田原1丁目～2丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他						
田原漁港海岸 (田原)	水産庁	21	1	呉市音戸町田原2丁目	1,300	4.3	6.2	護岸, 胸壁	呉市音戸町田原2丁目～3丁目	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
			2	呉市音戸町田原3丁目	1,000	4.2	6.1	護岸	呉市音戸町田原3丁目～早瀬2丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他						
音戸海岸 (早瀬)	水産庁	22	1	呉市音戸町早瀬1丁目	1,130	4.2	6.1	護岸	呉市音戸町早瀬1丁目	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
			2	呉市音戸町早瀬2丁目	1,300	4.2	6.1	護岸	呉市音戸町早瀬2丁目	住宅地, 商業地						
釣士田港海岸 (藤ノ脇)	港湾局	24	1	呉市音戸町早瀬3丁目	1,440	4.8	6.6	護岸	呉市音戸町早瀬3丁目	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
			2	呉市音戸町早瀬4丁目	500	4.8	6.6	護岸	呉市音戸町早瀬4丁目	住宅地, 商業地, 農用地, その他						
釣士田港海岸 (東字和木)	港湾局	26	1	呉市倉橋町釣士田～字和木	690	4.3	6.1	護岸	呉市倉橋町釣士田～字和木	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造					
			2	呉市倉橋町字和木	310	4.3	6.1	護岸	呉市倉橋町字和木	住宅地, 農用地, その他						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配座事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配座事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせの海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (12) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域			整備の方向性																						
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																					
					延長 (m)	(T.P.m)						代表防波 (C.D.L.m)																				
釣士田港海岸 (鳴滝)	港湾局	29	1	呉市倉橋町瀬字鳴滝	4.3	596	6.1	護岸	呉市倉橋町瀬字鳴滝	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-																				
													30	1	呉市倉橋町重生字重極	4.3	461	6.1	護岸	呉市倉橋町重生字重極	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-									
波多見港海岸 (波多見)	港湾局	32	1	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	4.4	4,005	6.3	護岸	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・循環性レクリエーションの増進のための施設整備 ●景観利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																				
													33	水国局	1	呉市音戸町波多見6丁目	4.3	1,337	6.2	護岸	呉市音戸町波多見6丁目～11丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークサスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・循環性レクリエーションの増進のための施設整備 ●景観利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携									
																								2	3	4	呉市音戸町波多見9丁目～11丁目	4.8	1,463	6.6	護岸, 滑堤, 突堤, 養浜	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
奥の内港海岸 (奥の内)	港湾局	34	1	呉市音戸町畑1丁目	4.2	1,990	6.1	護岸	呉市音戸町畑1丁目	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークサスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・循環性レクリエーションの増進のための施設整備 ●景観利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																				
													2	2	3	4	呉市音戸町畑3丁目～音清1丁目	4.2	1,030	6.1	護岸	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造									
																								呉市音戸町畑3丁目～音清1丁目	4.2	300	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造			
																								呉市音戸町音清1丁目～先興1丁目	4.4	280	6.3	護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造			
長谷漁港海岸 (長谷)	水産庁	35	1	呉市倉橋町長谷	4.4	300	6.3	護岸	呉市倉橋町長谷	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																				
													2	1	2	3	4	呉市倉橋町字トノブ山	5.0	208	6.9	護岸, 消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造									
																								呉市倉橋町字トノブ山	5.0	90	6.9	護岸, 消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造			
倉橋海岸 (美那)	農振局	36	3	呉市倉橋町字美那	5.0	165	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字美那	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																				
倉橋海岸 (飯田)	農振局	37	1	呉市倉橋町字塩谷	5.0	90	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字塩谷	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																				
													2	3	4	呉市倉橋町字先田～飯田之尻	5.0	1,206	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字先田～宮原	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造									
																								呉市倉橋町字先田～飯田之尻	5.0	105	6.9	護岸, 消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造			
																								呉市倉橋町字宮原	5.0	105	6.9	護岸, 消波工	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基礎段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (13) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域			整備の方向性		
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表防波 (T.P.m)						代表防波 (C.D.L.m)
袋の内港海岸 (袋の内)	港湾局	38	1	呉市倉橋町納	胸壁 護岸 護岸	2,674	4.7	6.6	呉市倉橋町納～洲ノ崎	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				呉市倉橋町洲ノ崎					農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
				呉市倉橋町洲ノ崎					農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
倉橋海岸 (本倉井)	農振局	39	1	呉市倉橋町字洲ノ崎～飛路井	護岸, 消波工	1,448	5.0	6.9	呉市倉橋町字洲ノ崎～大島郡	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				2					呉市倉橋町字子尻郡	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				3					呉市倉橋町字子尻郡	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋漁港海岸 (大向)	水産庁	40	1	呉市倉橋町大向	護岸堤 護岸, 消波工	760	4.9	6.6	呉市倉橋町大向	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保
				43					呉市倉橋町尾曾郡	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保
				45					呉市倉橋町才ノ木浦字石持	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保
倉橋漁港海岸 (尾立)	水産庁	46	1	呉市倉橋町才ノ木浦字伊目木	護岸, 消波工	480	4.8	6.6	呉市倉橋町才ノ木浦字石持	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				2					呉市倉橋町尾立	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				3					呉市倉橋町尾立	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				4					呉市倉橋町尾立	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋漁港海岸 (壺尾)	水産庁	47	1	呉市倉橋町壺尾	護岸, 消波工	470	4.8	6.6	呉市倉橋町壺尾	工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				47					呉市倉橋町壺尾	工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (14) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配設					受益地域			整備の方向性		
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配設事項	利用面に対する配設事項		
					延長 (m)	代表防波 (T. P. m)						代表防波高 (C. D. L. m)	
倉橋漁港海岸 (海越)	水産庁	48	1	呉市倉橋町海越	護岸、消波工	760	4.8	6.6	呉市倉橋町海越 農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-		
						200	4.8	6.6					
						200 195	4.8 4.8	6.6 6.6					
倉橋漁港海岸 (鹿老渡北)	水産庁	49	2	呉市倉橋町鹿老渡	護岸	290	5.1	6.8	呉市倉橋町鹿老渡 農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-		
						3	200	4.8				6.6	
倉橋漁港海岸 (鹿老渡南)	水産庁	50	1	呉市倉橋町鹿老渡	護岸、消波工	290	5.1	6.8	呉市倉橋町鹿老渡 農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-		
倉橋漁港海岸 (瀬戸)	水産庁	52	1	呉市倉橋町瀬戸	護岸	560	4.8	6.6	呉市倉橋町瀬戸 農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-		
倉橋漁港海岸 (冨之元)	水産庁	53	1	呉市倉橋町鹿島中	護岸	260	3.7	5.4	呉市倉橋町鹿島中 農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-		
倉橋漁港海岸 (宮ノ口)	水産庁	55	1	呉市倉橋町宮ノ口	護岸、消波工	290	4.8	6.6	呉市倉橋町宮ノ口 農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-		
倉橋海岸 (野船)	農振局	57	3	呉市倉橋町宇吹上	護岸、消波工	74	5.0	6.8	呉市倉橋町宇吹上 農用地 ～上の島	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-		
						2	呉市倉橋町宇吹上	80				5.0	6.8
						4	呉市倉橋町宇吹上	58				5.0	6.8
						5	呉市倉橋町宇吹上	84				5.0	6.8
						6	呉市倉橋町宇吹上	326				5.0	6.8
						6	呉市倉橋町宇吹上	173				5.0	6.8

※ 整備の方向性において、下線を引いている配設事項は、該当地区海岸の現状の現況を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配設事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性を果たせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施設図においては、「整備の方向性」を基に、配設を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設図でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。



表 II-2-1 (15) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
					延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
蒲刈港海岸 (見戸代)	港湾局	63	1	呉市下蒲刈町下島字見戸代	912	3.8	5.7	護岸	呉市下蒲刈町下島 字白崎～塩浜新開	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・趣味に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				呉市下蒲刈町下島字塩浜新開								
蒲刈港海岸 (丸谷)	港湾局	63	2	呉市下蒲刈町下島字丸谷	548	3.8	5.7	護岸	呉市下蒲刈町下島 字塩浜新開～丸谷	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・趣味に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					370	3.9	5.8	胸壁				
蒲刈港海岸 (三之瀬)	港湾局	66	1	呉市下蒲刈町下島字三之瀬	365	4.1	5.9	護岸	呉市下蒲刈町下島 字三之瀬	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・趣味に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					139	3.8	5.6	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配座事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配座事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基施設階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (16) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配座			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 (T.P.m)	代表防波高 (C.D.L.m)		地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
蒲刈港海岸 (向(南))	港湾局	69	1	呉市蒲刈町向	610	5.2	7.1	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (向(北))	港湾局	70	2	呉市蒲刈町向	253	4.0	5.9	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (田戸)	港湾局	71	2	呉市蒲刈町田戸	674	4.3	6.1	護岸	呉市蒲刈町田戸～宮盛	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (宮盛)	港湾局	72	1	呉市蒲刈町宮盛	955	4.4	6.2	護岸	呉市蒲刈町宮盛	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (大浦)	港湾局	73	2	呉市蒲刈町大浦	571	4.7	6.6	護岸	呉市蒲刈町大浦	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (大浦)	農政局	74	1	呉市蒲刈町大浦	200	4.5	6.4	堤防, 消波工	呉市蒲刈町大浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
川尻港海岸 (岩戸)	港湾局	75	1	呉市川尻町西5丁目	1,739	4.8	6.7	護岸, 消波工	呉市川尻町西6丁目～5丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻港海岸 (沖田)	港湾局	76	1	呉市川尻町西1丁目	940	4.8	6.7	護岸, 消波工	呉市川尻町西5丁目～1丁目	住宅地, 商業地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
川尻港海岸 (森)	港湾局	77	1	呉市川尻町西1丁目	1,500	4.8	6.7	護岸, 消波工, 胸壁	呉市川尻町西1丁目～2丁目	住宅地, 商業地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を見直し、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (17) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上浦刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配座				受益地域		整備の方向性																							
		海岸	区域	区域	延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																					
						(T, P, m)	代表防波岸 (C, D, L, m)																										
川尻港海岸 (久後)	港湾局	78	1	呉市川尻町東1丁目 呉市川尻町東2丁目	900	4.8	6.7	護岸	呉市川尻町東3丁目 東2丁目	住宅地, 商業地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アークセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																					
													川尻海岸 (大才)	水産局	79	1	呉市川尻町東2丁目	1,417	6.7	護岸	工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アークセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携										
																								安清海岸 (日の浦)	水産局	81	1 2 3 4	150 250 200 200	6.5 6.5 6.8 6.7	護岸 護岸, 養浜 護岸, 養浜	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アークセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安浦海岸 (小島)	農振局	83	1 2 3	116 288 171	6.5 6.5 6.5	護岸 護岸 護岸	農用地 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アークセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																								
										安浦漁港海岸 (美成)	水産庁	86	1	504	6.5	堤防	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様にご利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備														
																				安浦漁港海岸 (三津口)	水産庁	87	1 2	1,100 182	6.0 6.0	護岸 護岸	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様にご利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する相区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施設図においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設図でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (18) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上浦刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配座			受益地域			整備の方向性	
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表防波高 (C.D.L.m)					
豊浜海岸(豊島)	河川局	91	1	呉市豊浜町大字豊島字代間～豊浜町山崎	2,180	4.1	6.1	護岸, 消波工	呉市豊浜町大字豊島字代間～豊浜町山崎	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-
					213	4.1	6.1	護岸	呉市豊浜町山崎	住宅地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
豊島漁港海岸(山崎)	水産庁	93	1 2	呉市豊浜町山崎	381	4.1	6.1	護岸, 船載, 遊歩道				
					1,674	4.1	6.1	胸壁	呉市豊浜町大字豊島字小野浦～金崎	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	
豊島漁港海岸(内浦)	水産庁	94	1	呉市豊浜町大字豊島字金崎～内浦	140	4.1	6.1	消波工	呉市豊浜町大字豊島字小野浦～内浦	農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					120	4.1	6.1	消波工	呉市豊浜町大字豊島字北立花～南立花	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	
					1,110	4.4	6.3	護岸				
豊島漁港海岸(立花)	水産庁	95	2 3	呉市豊浜町大字大浜字南立花	506	4.1	6.1	護岸, 階堤, 兼浜, 階岸堤	呉市豊浜町大字大浜字北立花～南立花	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					330	4.1	6.1	護岸, 消波工				
					1,400	5.0	6.9	護岸	呉市豊浜町大字大浜字野賀～西松山	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
豊島漁港海岸(大浜)	水産庁	96	1 2 3	呉市豊浜町大字大浜	506	4.1	6.1	護岸, 階堤, 兼浜, 階岸堤	呉市豊浜町大字大浜字野賀～西松山	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					330	4.1	6.1	護岸, 消波工				
					1,400	5.0	6.9	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の環境段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しすることとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (19) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配座			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	地区			延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
							(T.P.m)	代表防波 (C.D.L.m)						
御手洗港海岸 (久比)	港湾局	105	1	呉市豊町久比	御手洗港海岸 (久比)	1,550	4.0	6.0	護岸	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
														御手洗港海岸 (小柳)
御手洗港海岸 (野坂)	港湾局	107	1	呉市豊町久比	御手洗港海岸 (野坂)	132	4.1	6.0	護岸、護堤、突堤、養浜	呉市豊町久比		●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・遊歩性レクリエーションの増進のための施設整備	
														御手洗港海岸 (平瀬)
御手洗港海岸 (大島)	港湾局	109	1	呉市豊町大長	御手洗港海岸 (大島)	60	3.6	5.6	護岸	呉市豊町大長			●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
			2			41	3.6	5.6	護岸					
			3			28	3.6	5.6	護岸					
			4			50	3.6	5.6	護岸					
			5			148	3.6	5.6	護岸					
御手洗港海岸 (小島)	港湾局	110	1	呉市豊町大長	御手洗港海岸 (小島)	36	3.6	5.6	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			2			23	3.6	5.6	護岸					
			3			161	3.6	5.6	護岸					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (20) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配座			受益地域			整備の方向性	
		海岸	区域			延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
							(T.P.m)	代表防高 (C.D.L.m)					
御手洗港海岸 (内浜)	港湾局	111	1	呉市豊町大長	護岸	186	3.6	5.6	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			2			717	3.6	5.6					
御手洗港海岸 (北堀)	港湾局	112	1	呉市豊町大長	護岸	1,140	3.6	5.6	呉市豊町大長	住宅地, 農用地	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
御手洗港海岸 (南堀)	港湾局	113	1	呉市豊町大長	護岸	1,230	3.6	5.6	呉市豊町大長	住宅地	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
御手洗港海岸 (蛸子)	港湾局	114	1	呉市豊町御手洗	護岸	730	4.8	6.8	呉市豊町御手洗	住宅地	●海岸利用の増進 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造		

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用美態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の準備段階においては、「整備の方向性」を基に「配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の準備段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (21) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配座				受益地域		整備の方向性																							
		海岸	区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																						
					延長 (m)	(T.P.m)						代表防波高 (C.D.L.m)																					
安芸津海岸 (大芝)	水国局	1	1	東広島市安芸津町風早大芝北	336	4.7	6.7	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、農用地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	-																					
													2	東広島市安芸津町風早大芝西	160	3.5	5.4	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、農用地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリー化の確保												
大芝北漁港海岸 (大芝北)	水産庁	3	2	東広島市安芸津町風早大芝北	340	3.5	5.4	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、農用地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	-																					
													5	東広島市安芸津町小松原	628	3.6	5.5	護岸	東広島市安芸津町小松原	住宅地、工業地、農用地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリー化の確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備												
安芸津海岸 (風早)	水国局	6	1	東広島市安芸津町風早	186	4.5	6.4	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	-																					
													2	東広島市安芸津町小松原新地	350	3.6	5.5	護岸	東広島市安芸津町小松原	住宅地、工業地、農用地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリー化の確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携												
安芸津港海岸 (風早)	港湾局	7	1	東広島市安芸津町風早瀬	395	4.6	6.5	護岸	東広島市安芸津町風早瀬	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	-																					
													2	東広島市安芸津町風早向	2,482	4.6	6.5	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、農用地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリー化の確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携												
													3	東広島市安芸津町風早俣								676	4.1	6.0	胸壁	東広島市安芸津町三津	住宅地、工業地、農用地、その他						
													4	東広島市安芸津町風早早														1,246	4.6	6.5	護岸	東広島市安芸津町三津	住宅地、工業地、農用地、その他
													5	東広島市安芸津町風早早																			
安芸津港海岸 (震下)	港湾局	8	1	東広島市安芸津町三津昭和町	150	4.6	6.5	護岸	東広島市安芸津町三津	住宅地、工業地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	-																					
													2	東広島市安芸津町三津昭和町	382	4.3	6.2	胸壁	東広島市安芸津町三津	住宅地、工業地、商業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリー化の確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携												
安芸津港海岸 (木谷)	港湾局	9	1	東広島市安芸津町木谷新宮	430	4.6	6.5	護岸	東広島市安芸津町木谷	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	-																					
													2	東広島市安芸津町木谷新宮	185	4.2	6.2	胸壁	東広島市安芸津町木谷	住宅地、農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●バリアフリー化の確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携												
													3	東広島市安芸津町木谷新宮	800	4.6	6.5	護岸	東広島市安芸津町木谷	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復												

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる連携要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (22) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配座			受益地域		整備の方向性		利用面に対する配慮事項																							
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項																								
						(T.P.m)	代表防波高 (C.D.L.m)																												
竹原港海岸 (沖辺)	港湾局	14	1	竹原市吉名町宗越	247	4.1	6.0	護岸	竹原市吉名町	工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造																							
													2	竹原市吉名町沖辺	155	4.1	6.0	護岸																	
																					1		234	3.6	5.5	護岸									
																													2		61	4.1	6.0	護岸	
4		69	4.1	6.0	護岸																														
5		30	4.1	6.0	護岸																														
竹原港海岸 (築地)	港湾局	16	1	竹原市吉名町毛木	120	3.9	5.9	護岸	竹原市吉名町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造																							
													2	竹原市吉名町毛木～竹原市下野町築地	128	3.9	5.9	護岸																	
																					3	竹原市吉名町毛木～竹原市下野町築地	242	3.9	5.9	護岸									
																												4	竹原市下野町築地	120	3.9	5.5	護岸		
竹原港海岸 (明神)	港湾局	18	1	竹原市竹原町明神	1,930	3.6	5.5	胸壁	竹原市竹原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																							
													2	竹原市竹原町北郷～中須	1,150	3.6	5.5	護岸																	
																					3	竹原市竹原町堀町	715	3.6	5.5	胸壁									
竹原港海岸 (的場)	港湾局	19	1	竹原市竹原町港町1丁目	1,332	3.6	5.5	護岸	竹原市竹原町	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																							
													2	竹原市竹原町港町3丁目	341	3.6	5.5	護岸																	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮し、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する相区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。



表II-2-1 (23) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	配置			受益地域		整備の方向性	
				区域	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
										延長 (m)
竹原港海岸 (高崎)	港湾局	20	竹原市高崎町大磯	303	4.6	6.5	護岸	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやまい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海生性レクリエーションの増進のための施設整備 ●遊歩・遊立の確保
竹原港海岸 (福田)	港湾局	21	竹原市福田町沖条	312	4.6	6.6	護岸	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやまい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海生性レクリエーションの増進のための施設整備
		2	竹原市忠海町長浜	96	3.6	5.5	離岸堤			
長浜漁港海岸 (長浜)	水産庁	22	竹原市忠海町長浜	82	3.9	5.8	護岸	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやまい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海生性レクリエーションの増進のための施設整備
		2	竹原市忠海町長浜	215	4.4	6.3	胸壁 護岸			
竹原海岸 (長浜)	水国局	23	竹原市忠海町床浦	330	5.1	7.1	護岸, 潜堤, 養浜	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやまい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海生性レクリエーションの増進のための施設整備
		1	竹原市忠海町掛勢町～栄町	98	3.6	5.5	胸壁			
忠海海岸 (忠海)	港湾局	24	竹原市忠海町徳浜	590	3.6	5.5	護岸	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやまい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海生性レクリエーションの増進のための施設整備
		2	竹原市忠海町可兼美町	168	4.6	6.5	護岸			
		3	竹原市忠海町冠崎	626	3.9	5.8	護岸			
		4	竹原市忠海町山田町 竹原市忠海町二窓～忠海東5丁目 竹原市忠海東5丁目～1丁目	450	4.7	6.6	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやまい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海生性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
竹原海岸 (大久野島)	水国局	25	竹原市忠海町大久野島	190	4.5	6.5	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやまい海岸の整備 ・ハブリアックアークセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海生性レクリエーションの増進のための施設整備
		2								

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (24) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域			整備の方向性	
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
東野海岸 (外表)	水国局	26	1	大崎上島町東野崎崎ヶ浜	670	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野崎崎ヶ浜	住宅地, 工業地, 農用地, その他	-	-
				大崎上島町東野外表程ヶ浜～平黒	3,212	4.1	6.0	消波工	大崎上島町東野崎崎ヶ浜～外表			
				大崎上島町東野外表平黒～森ヶ迫								
				大崎上島町東野外表森ヶ迫								
				大崎上島町東野外表味原								
				大崎上島町東野外表味原～配石								
大崎上島町東野外表外過迫	80	4.1	6.0	護岸								
木江港海岸 (木江)	港湾局	29	2	大崎上島町木江宇浜～木江	401	3.6	5.5	胸壁		住宅地, 商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアークセスの確保 ●多様性に着目できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町木江	-	-	-	水門				
				大崎上島町木江	542	3.6	5.5	護岸	大崎上島町木江			
木江港海岸 (野袋)	港湾局	30	1	大崎上島町木江伊佐岐	2,159	4.8	6.7	護岸	大崎上島町木江	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアークセスの確保 ●多様性に着目できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
				護岸								
				護岸								
				胸壁								
沖浦魚港海岸 (沖浦)	水産庁	32	1	大崎上島町木江明石向浜	150	4.1	6.0	護岸	大崎上島町木江沖浦	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, 森林, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアークセスの確保 ●多様性に着目できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備
				2	大崎上島町木江明石本浜	990	4.1	6.0	護岸, 消波工			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (25) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配座			受益地域		整備の方向性		利用面に対する配慮事項
		海岸	区域			延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	
							(T.P.m)	代表防防高 (C.D.L.m)					
大崎海岸 (大串)	水国局	34	2	大崎上島町大崎大串水谷～丸山	250	4.4	6.2	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	大崎上島町大崎大串	住宅地, 工業地, 農用地, 森林, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの確保 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創設	
						4.1	5.9						●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
大崎海岸 (外浜)	農振局	35	1	大崎上島町大崎大串丸山～外浜海岸	720	4.1	5.9	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜, 離岸堤	大崎上島町大崎大串	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの確保 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創設 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
						4.1	6.0						●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復
大西港海岸 (潮井)	港湾局	39	1	大崎上島町大崎潮井	116	4.1	6.0	堤防	大崎上島町大崎潮井	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセシビリティの確保 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創設 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
						3.3	5.2						●アクセシビリティの確保 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創設 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸 (長松)	港湾局	40	1	大崎上島町大崎長松谷	318	3.3	5.2	堤防, 護岸	大崎上島町大崎潮井	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセシビリティの確保 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創設 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
						3.3	5.2						●アクセシビリティの確保 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創設 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸 (長江谷)	港湾局	41	1	大崎上島町大崎中野加賀津	393	3.6	5.5	護岸, 養浜, 離岸堤	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセシビリティの確保 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創設	
						3.6	5.5						●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、当該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (26) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配産			受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表強防高 (C.D.L.m)					
大西港海岸 (大西)	港湾局	42	1	大崎上島町大崎大西加削	1,141	3.6	5.5	護岸 樋門 水門	大崎上島町大崎大西	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●アセスしやすい海浜の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様に利用できる海浜の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	●アセスしやすい海浜の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様に利用できる海浜の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2			—	—					
			3			—	—					
大西港海岸 (塔之越)	港湾局	45	1	大崎上島町大崎中野塔之越	900	3.3	5.2	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスしやすい海浜の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様に利用できる海浜の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			1	大崎上島町大崎中野原下	170	3.1	5.0	護岸	大崎上島町大崎中野原下	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスしやすい海浜の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様に利用できる海浜の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (大西原下)	港湾局	47	1	大崎上島町大崎中野原下	300	3.6	5.5	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アセスしやすい海浜の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様に利用できる海浜の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2									
大西港海岸 (長島東)	港湾局	48	1	大崎上島町大崎中野長島東	863	3.6	5.5	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
東野海岸 (脇の浦)	農振局	53	1	大崎上島町東野蘇崎脇の浦	309	3.5	5.4	護岸	大崎上島町東野蘇崎脇の浦	農用地, その他	●アセスしやすい海浜の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様に利用できる海浜の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	●アセスしやすい海浜の整備 ・ハブリックアークセスの確保 ●多様に利用できる海浜の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			1									

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配産を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照準することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (27) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域			整備の方向性	
			区域	区域	規模	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
											延長 (m)
鯨崎港海岸 (白水)	港湾局	57	1	大崎上島町東野白水	3.6	430	護岸	住宅地, 商業地, その他	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセシビリティの高い海岸の整備</li> <li>●ハブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●多様に役立つ海岸の創造</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備</li> </ul>	
							胸壁				
							護岸				
鯨崎港海岸 (盛谷)	港湾局	58	1	大崎上島町東野古江	3.7	372	胸壁	住宅地, 工業地, その他	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセシビリティの高い海岸の整備</li> <li>●ハブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> </ul>	
			2		3.7	934	護岸				
			1	大崎上島町東野垂水小翠島	4.1	200	護岸				
鯨崎港海岸 (大翠)	港湾局	59	2		3.6	100	胸壁	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセシビリティの高い海岸の整備</li> <li>●ハブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●多様に役立つ海岸の創造</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備</li> </ul>	
			3	大崎上島町東野垂水大翠島	3.6	160	胸壁				
			1	大崎上島町東野垂水大豊広	4.0	911	護岸				
鯨崎港海岸 (鯨崎)	港湾局	60	1	大崎上島町東野鯨崎	3.6	248	護岸	住宅地, 商業地, その他	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセシビリティの高い海岸の整備</li> <li>●ハブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●多様に役立つ海岸の創造</li> </ul>	
							護岸				
							護岸				
鯨崎港海岸 (貝香)	港湾局	62	1	大崎上島町東野生野島貝香	3.6	53	護岸	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>		
			2		3.6	53	護岸				
			1	大崎上島町東野生野島福浦	3.6	36	護岸				
鯨崎港海岸 (福浦)	港湾局	63	2		3.6	40	護岸	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂浜の維持・回復</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>		
			3		3.6	60	護岸				
			1	大崎上島町東野生野島鹿老渡	3.6	154	護岸				
鯨崎港海岸 (生野)	港湾局	64	1		3.6	5.5	護岸	住宅地, その他	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセシビリティの高い海岸の整備</li> <li>●ハブリックアクセスの確保</li> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●多様に役立つ海岸の創造</li> <li>●歴史・文化資源と調和した施設整備</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する相区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施設図においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設図でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (28) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配座			受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域			延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
							(T.P.m)	代表防波 (C.D.L.m)					
鯉崎港海岸 (船場)	港湾局	65	1	大崎上島町東野船島		869	3.6	5.5	護岸	大崎上島町東野船島	農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●干潟・砂底の維持・回復</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アクセスしやすい海岸の整備</li> <li>●バリアフリー化の確保</li> <li>●多様にご利用できる海岸の整備</li> <li>●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●海岸利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>
			2			161	3.6	5.5					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (29) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			施設の種類	受益地域		状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	規模			地域	整備の方向性			
						(T.P.m)	代表防波岸 (C.D.L.m)						
三原海岸 (久津)	水国局	1	1	三原市幸崎町渡瀬久津	696	5.0	6.9	堤防	三原市幸崎町能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
								護岸					
三原海岸 (大節)	水国局	2	1	三原市幸崎町渡瀬久津	700	5.1	7.0	護岸	三原市幸崎町能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
								胸壁					
能地魚港海岸 (能地)	水産庁	3	1	三原市幸崎町能地	1,661	4.3	6.2	護岸	三原市幸崎町能地 ～幸崎町久和喜	住宅地, 農用地, 森林, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・主浜の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
								護岸					
								護岸					
								護岸					
三原海岸 (須波)	水国局	4	1	三原市須波高町	928	4.5	6.4	護岸	三原市須波町久和 喜～須波町	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海浜レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
								胸壁					
								護岸					
								護岸					
須波魚港海岸 (須波)	水産庁	6	1	三原市須波町	238	4.6	6.5	護岸	三原市須波町久 志川	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海浜レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
								胸壁					
尾道糸崎港海岸 (貝野)	港湾局	7	1	三原市貝野町 三原市貝野町～和田沖町	720	3.9	5.8	胸壁	三原市須波町～貝 野町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
								護岸					
尾道糸崎港海岸 (円一)	港湾局	8	1	三原市円一町丁目	920	3.7	5.6	胸壁	三原市円一町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・主浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
								護岸					
尾道糸崎港海岸 (三原)	港湾局	9	3	三原市糸崎町 三原市木原町赤石 三原市木原町内蓄	2,750	4.3	6.2	胸壁	三原市港町 三原市古辰町 三原市古辰町～糸崎町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
								護岸					
								護岸					
								護岸					
					1,000	4.3	6.2	護岸					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (30) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			受益地域		整備の方向性																						
		海岸	区域		延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																				
						(T.P.m)	代表防防高 (C.D.L.m)																									
尾道糸崎海岸(福地)	港湾局	10	1	尾道市正徳町	805	3.6	5.5	護岸	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																				
													2	461	3.6	5.5	護岸	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	-												
吉和漁港海岸(吉和)	水産庁	11	1	尾道市正徳町	100	3.3	5.2	胸壁	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																				
													2	80	3.3	5.2	胸壁	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	-												
尾道糸崎海岸(尾道)	港湾局	12	2	尾道市新浜2丁目～新浜1丁目	1,930	3.3	5.2	胸壁, 植栽 護岸 胸壁, 植栽	尾道市古浜町～尾道市筒本町	住宅地, 商業地, その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブアクリックアークスの確保 ●多様に利用できる多用途の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	-																				
													3	尾道市久保3丁目	350	3.3	5.2	護岸	尾道市向島町道越	住宅地, 工業地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブアクリックアークスの確保 ●多様に利用できる多用途の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	-										
																							1	尾道市尾崎本町～山波町	3,168	3.7	5.6	胸壁	尾道市尾崎本町～山波町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-
1	尾道市向島町有井	400	3.3	5.2	護岸	尾道市向島町道越	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																							
										2	尾道市向島町西富浜	100	3.3	5.2	護岸	尾道市向島町道越	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-													
3	尾道市向島町中富浜	1基	-	-	陸間	尾道市向島町道越	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																							
										4	尾道市向島町中富浜	410	3.3	5.2	胸壁	尾道市向島町道越	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-													
5	尾道市向島町中富浜	790	3.3	5.2	胸壁	尾道市向島町道越	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																							
										6	尾道市向島町小歌島	71	3.3	5.2	胸壁	尾道市向島町道越	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-													
1	尾道市向東町箱石	1,383	3.6	5.4	胸壁	尾道市向東町彦ノ上二区～向東町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-																							
										2	尾道市向東町小干浜	80	3.6	5.4	護岸	尾道市向東町彦ノ上二区～向東町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-													
																				3	尾道市向東町小干浜	157	3.6	5.4	護岸	尾道市向東町彦ノ上二区～向東町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-			
1	福山市高西町南	1,440	4.2	6.1	堤防	福山市高西町南～今津町	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-																							
										2	福山市南今津	230	4.2	6.1	堤防	福山市高西町南～今津町	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-													
1	福山市南松永4丁目	3,300	4.2	6.1	護岸, 胸壁	福山市南松永4丁目	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-																							
										2	福山市南松永3丁目	750	4.2	6.1	堤防	福山市南松永4丁目	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-													

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基盤図面においては、「整備の方向性」を基に、「配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。」

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階での時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。



表Ⅱ-2-1 (31) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			規模		施設の種類	受益地域		整備の方向性	
					延長 (m)	代表防波 (T.P.m)	代表防波高 (C.D.L.m)	地域	状況		環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
													19	20
尾道糸崎海岸 (柳津)	港湾局	1	尾道市柳津町1丁目	1	尾道市柳津町1丁目	980	3.8	5.6	護岸	尾道市柳津町生島 ～柳津町安永浜	住宅地, 商業地, 工業地, その他	-	-	
				2	尾道市金江町	280	3.8	5.7	護岸					
				3	尾道市有丘	146	4.1	6.0	護岸					
				4	尾道市藤江町岡組	100	4.1	6.0	護岸					
				5	尾道市藤江町地浜	220	3.7	5.6	護岸					
尾道糸崎海岸 (浦崎)	港湾局	21	尾道市浦崎町	1	尾道市浦崎町	197	4.1	6.0	護岸					
				2	尾道市浦崎町	150	3.6	5.5	護岸					
				3	尾道市浦崎町	130	3.6	5.5	護岸					
				4	尾道市浦崎町戸崎	250	3.6	5.5	護岸 胸壁	尾道市浦崎町永田 ～浦崎町戸崎	住宅地, 農用地, その他			
串浜漁港海岸 (串浜)	水産庁	22	尾道市浦崎町串浜	1	尾道市浦崎町串浜	1,480	4.1	6.0	護岸 護岸 護岸 護岸	尾道市浦崎町水田 ～浦崎町青木	住宅地, 農用地, その他			
				2	尾道市浦崎町高尾～青木									
尾道海岸 (高松)	水国局	24	尾道市浦崎町	1	尾道市浦崎町	20	4.9	6.8	護岸					
				2	尾道市浦崎町	120	4.9	6.8	護岸					
尾道海岸 (浦崎高松)	農振局	25	尾道市浦崎町	1	尾道市浦崎町	58	4.2	6.1	消波工					
				2	尾道市浦崎町	110	4.2	6.1	消波工					
尾道海岸 (浦崎満越)	農振局	1	尾道市浦崎町	1	尾道市浦崎町	204	4.0	5.9	消波工					
				2	尾道市浦崎町満越	160	3.8	5.7	護岸					
				3	尾道市浦崎町満越	400	3.6	5.5	護岸					
				4	尾道市浦崎町満越	257	3.6	5.5	胸壁					
				5	尾道市浦崎町満越	257	3.6	5.5	護岸					
梅老漁港海岸 (梅老)	水産庁	27	尾道市浦崎町満越	1	尾道市浦崎町満越	100	4.1	6.0	護岸					
				2	尾道市浦崎町満越	400	3.6	5.5	護岸					
				3	尾道市浦崎町満越	257	3.6	5.5	胸壁					
				4	尾道市浦崎町満越	257	3.6	5.5	護岸					
				5	尾道市浦崎町満越	100	4.1	6.0	護岸					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域要素、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (32) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配座			受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表防高 (C.D.L.m)					
尾道海岸 (浦崎新田)	農振局	28	1	尾道市浦崎町	340	3.9	5.8	消波工 消波工	尾道市浦崎町浦越 ～浦崎町間谷	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		715	3.9	5.8	消波工 消波工 消波工				
尾道海岸 (浦崎)	水国局	29	1	尾道市浦崎町大吹	993	4.2	6.1	護岸	尾道市浦崎町大吹 ～浦崎町田下	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
泊漁港海岸 (吉ノ浜)	農振局	31	1	尾道市百島町泊	170	4.5	6.4	消波工	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
泊漁港海岸 (泊)	水産庁	32	1	尾道市百島町泊	450	4.4	6.3	胸壁 護岸 護岸	尾道市百島町泊	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
尾道海岸 (泊)	水国局	33	1	尾道市百島町	256	4.8	6.7	護岸	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
尾道海岸 (海老呑)	農振局	35	1	尾道市百島町海老呑	436	4.6	6.5	消波工	尾道市百島町海老呑	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		532	4.6	6.5	消波工				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の進捗段階においては、「整備の方向性」を基に、「配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。」

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階での時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (33) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域				整備の方向性	
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表防波 (T.P.m) (C.D.L.m)						
福田港海岸 (波戸)	港湾局	36	1	尾道市百島町福田	護岸	170	5.5	尾道市百島町福田	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保	
			2	尾道市向東町古江浜	胸壁	1,150	3.3	尾道市向東町古江浜 向東町古江浜	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備	-	
向東海岸 (古江浜)	農政局	39	2	尾道市向東町古江浜	消波工	180	6.5	尾道市向東町古江浜	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備	-	
			1	尾道市向東町古江浜	消波工	389	4.6	尾道市向東町古江浜	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備	-	
向東海岸 (小水)	農政局	40	1	尾道市向東町大水	護岸	560	6.9	尾道市向東町古江浜 向東町大水	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			1	尾道市向東町大町	護岸	320	4.1	尾道市向東町大町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
大町漁港海岸 (大町)	水産庁	41	1	尾道市向東町大町	護岸	320	6.0	尾道市向東町大町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			1	尾道市向東町大町	護岸	350	5.3	尾道市向東町大町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
尾道海岸 (大町)	水産庁	42	1	尾道市向東町大町	護岸	350	7.1	尾道市向東町大町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			1	尾道市向島町	護岸	35	3.6	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
千夕漁港海岸 (稲積)	農政局	44	1	尾道市向島町	護岸	35	5.4	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			1	尾道市向島町	護岸	1,030	4.2	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
千夕漁港海岸 (干夕)	水産庁	45	1	尾道市向島町	護岸	1,030	6.1	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			1	尾道市向島町立花沖条	護岸, 潜堤, 養浜	457	5.8	尾道市向島町立花沖条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
向島海岸 (立花)	水産庁	46	1	尾道市向島町立花沖条	護岸	457	7.7	尾道市向島町立花沖条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
			1	尾道市向島町立花沖条	護岸	2,220	5.6	尾道市向島町沖条 尾道市向島町沖条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
立花漁港海岸 (立花)	水産庁	47	1	尾道市向島町立花沖条	護岸	2,220	7.5	尾道市向島町沖条 尾道市向島町沖条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
			1	尾道市向島町立花沖条	護岸	932	3.8	尾道市向島町立花沖条 尾道市向島町立花沖条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
尾道系崎港海岸 (船越)	農政局	51	1	尾道市向島町岩子島下条	消波工	932	5.7	尾道市向島町岩子島下条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (34) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			施設の種類	受益地域		環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	規模			地域	状況		
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
向島海岸 (因石)	農振局	53	尾道市向島町岩子島郷条～尾沙郷	尾道市向島町岩子島郷条	300	4.2	6.1	海抜工	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
					88	4.2	6.1	海抜工	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
向島海岸 (浜/浦)	農振局	54	尾道市向島町岩子島郷条	尾道市向島町岩子島郷条	340	4.2	6.1	堤防, 突堤, 養浜	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
					76	4.2	6.1	堤防, 突堤, 養浜	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
因島海岸 (深浦大浜)	水国局	55	尾道市因島重井町後側	尾道市因島重井町後側	409	4.2	6.1	護岸	尾道市因島重井町後側	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					670	5.8	7.6	護岸	尾道市因島重井町後側	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
因島海岸 (三池)	農振局	57	尾道市因島重井町瀬口	尾道市因島大浜町	443	4.5	6.4	海抜工	尾道市因島重井町深浦新開～重井町相川	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					230	3.8	5.7	護岸	尾道市因島大浜町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
中浜港海岸 (大浜)	港湾局	59	尾道市因島中浜町	尾道市因島大浜町	120	3.8	5.7	護岸	尾道市因島大浜町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
					240	3.7	5.6	護岸	尾道市因島中浜町～外浦町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
中浜港海岸 (中庄)	農振局	61	尾道市因島中庄町	尾道市因島中庄町	340	3.5	5.3	護岸	尾道市因島中庄町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
					340	3.5	5.3	護岸	尾道市因島中庄町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (35) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			施設の種類		受益地域			整備の方向性	
					延長 (m)	規模		消波工	護岸	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)							
土生港海岸(三庄)	港湾局	64	1	尾道市因島三庄町	1,280	4.8	6.7	消波工	護岸	尾道市因島三庄町 1区～三庄町4区	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
					199	4.8	6.7	護岸	尾道市因島三庄町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	—		
因島海岸(細島)	農振局	68	1	尾道市因島細島	185	3.4	5.3	護岸	護岸	尾道市因島細島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	—	
					650	3.6	5.5	護岸	尾道市因島土生町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造		
土生港海岸(土生)	港湾局	70	2	尾道市因島土生町	500	3.6	5.5	護岸	護岸	尾道市因島土生町 長崎～田原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					750	3.6	5.5	消波工	尾道市因島田原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造		
因島海岸(竹長)	水国局	71	1	尾道市因島田原町	890	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市因島田原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
因島海岸(重井)	水国局	72	1	尾道市因島重井町榑磨	1,474	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市因島重井町 黒崎～重井町岩倉	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
重井港海岸(西浜)	港湾局	74	1	尾道市因島重井町北浜	400	3.3	5.2	護岸	護岸	尾道市因島重井町 榑磨～北浜	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
重井港海岸(伊浜西)	港湾局	75	1	尾道市因島重井町	320	3.4	5.3	護岸	護岸	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
重井港海岸(馬神・宮沖)	農振局	76	1	尾道市因島重井町	410	4.5	6.4	消波工	消波工	尾道市因島重井町 小林	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
重井港海岸(伊浜東)	港湾局	77	1	尾道市因島重井町長串	1,280	3.7	5.6	護岸	護岸	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					660	3.7	5.6	護岸	護岸, 胸壁	尾道市因島重井町本郷沖新開	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
瀬戸田港海岸(中野)	港湾局	78	2	尾道市瀬戸田町中野	400	3.5	5.4	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町中野	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					1基	—	—	排水機場	尾道市瀬戸田町中野	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造		
					800	3.5	5.4	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町沢	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
瀬戸田海岸(名荷)	水国局	79	1	尾道市瀬戸田町名荷	740	4.2	6.0	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					400	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町大坂田	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
瀬戸田海岸(西浦坂田)	水国局	80	3	尾道市瀬戸田町西来縁	130	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町名荷～西来縁	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					80	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町西来縁	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					60	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町西来縁	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
					80	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
因島海岸(田風)	水国局	81	1	尾道市因島洲江町	580	4.2	6.1	護岸	護岸	尾道市因島洲江町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、当該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地味の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に照準することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (36) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性		利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
生口港海岸(原)	港湾局	82	尾道市因島洲江町	尾道市因島洲江町	280	3.3	5.2	護岸	尾道市因島洲江町, 尾道市因島原町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
					380	3.3	5.2					
					240	3.3	5.2					
生口港海岸(百原)	港湾局	85	尾道市瀬戸田町宮原	尾道市瀬戸田町宮原	280	3.7	5.6	護岸	尾道市瀬戸田町宮原	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸(田高根)	港湾局	87	尾道市瀬戸田町萩	尾道市瀬戸田町萩	900	4.1	6.0	護岸	尾道市瀬戸田町萩	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(垂水半瀬)	農振局	88	尾道市瀬戸田町萩田高根	尾道市瀬戸田町萩田高根	850	4.5	6.4	消波工	尾道市瀬戸田町萩田高根~五本松	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					240	4.5	6.4	消波工				
瀬戸田海岸(垂水)	港湾局	89	尾道市瀬戸田町垂水	尾道市瀬戸田町垂水	940	4.0	5.8	護岸	尾道市瀬戸田町垂水	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性のレクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
瀬戸田海岸(高根)	農振局	92	尾道市瀬戸田町高根	尾道市瀬戸田町高根	672	4.5	6.4	消波工	尾道市瀬戸田町高根	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性のレクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
瀬戸田海岸(向田)	港湾局	95	三原市鷺浦町向田野浦	三原市鷺浦町向田野浦	740	3.4	5.3	護岸	三原市鷺浦町向田野浦	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素・利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に加算することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (37) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			受益地域		整備の方向性		
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表防波高 (C.D.L.m)					
福山港海岸 (沖浦)	港湾局	2	福山市引野町	福山市引野町	526	3.5	5.5	胸壁	福山市引野町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出 ●海水・海苔の浄化 ●水質・底質の改善	—
					1基	—	—	樋門	—	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	—
福山港海岸 (手城)	港湾局	3	福山市港町2丁目	福山市港町2丁目	925	4.0	5.9	護岸	福山市港町	住宅地, 商業地, 工業地	●海水・海苔の浄化 ●水質・底質の改善	—
					2,755	4.7	6.7	護岸	福山市港町～箕神町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●海水・海苔の浄化 ●水質・底質の改善	—
福山港海岸 (一文字)	港湾局	4	福山市新堀町～箕島町	福山市新堀町～箕島町	2,470	4.7	6.7	護岸	福山市新堀町～箕島町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	—
					760	5.1	7.1	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
福山港海岸 (田尻)	港湾局	6	福山市田尻町	福山市田尻町	250	5.4	7.4	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					1,450	4.5	6.4	胸壁	福山市新堀町白茅～新堀町後地	住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
福山港海岸 (みゆき)	港湾局	8	福山市御幸町	福山市御幸町	240	3.5	5.5	胸壁	福山市御幸町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					1,150	3.5	5.5	胸壁, 護岸	福山市焚場町	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
平瀬港海岸 (平)	水産庁	10	福山市新堀町	福山市新堀町	410	3.5	5.5	護岸, 胸壁	福山市新堀町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素・利用形態等を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせざるために配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせざるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照査することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (38) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域			整備の方向性	
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
福山海岸 (釜浜)	水国局	11	福山市瀬戸町後地釜浜	1	190	7.1	9.0	護岸	福山市瀬戸町後地釜浜	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生体系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●多様なレクリエーションの推進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				2	220	7.1	9.0	護岸				
走漁港海岸 (唐船)	水産庁	12	福山市走島町唐船	1	170	4.3	6.2	護岸	福山市走島町唐船	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生体系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの推進のための施設整備
福山海岸 (本浦)	水国局	13	福山市走島町	1	270	6.6	8.6	護岸	福山市走島町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生体系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの推進のための施設整備
				2	450	5.3	7.3	護岸				
走漁港海岸 (本浦)	水産庁	15	福山市走島町本浦	1	295	3.6	5.5	胸壁	福山市走島町本浦	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生体系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの推進のための施設整備
阿伏鬼海岸 (能登原)	港湾局	16	福山市沼隈町能登原	1	489	3.8	5.8	護岸	福山市沼隈町能登原	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生体系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				2	590	3.8	5.8	護岸				
千年港海岸 (桜)	港湾局	17	福山市沼隈町桜	1	1,000	4.0	5.9	護岸	福山市沼隈町桜	住宅地, 農用地, その他	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
千年港海岸 (岩船)	港湾局	18	福山市沼隈町横引	1	680	3.6	5.6	護岸	福山市沼隈町横引	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
千年港海岸 (直深)	農振局	19	福山市沼隈町横引	1	1,030	4.8	6.8	堤防	福山市沼隈町横引	住宅地, 農用地, その他	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
千年港海岸 (敷名)	港湾局	20	福山市沼隈町敷名	1	380	3.6	5.6	護岸	福山市沼隈町敷名	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
千年港海岸 (常石)	港湾局	21	福山市沼隈町常石	1	1,295	3.6	5.6	護岸, 胸壁	福山市沼隈町常石	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件を考慮して詳細に位置することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。



表Ⅱ-2-1 (39) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性		
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
内海海岸 (馬場崎)	水国局	22	福山市内海町馬場崎	1	150	6.3	8.2	護岸	福山市内海町馬場崎	住宅地, 農用地, その他	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					260	6.3	8.2	消波工				
内海海岸 (大畑)	水国局	25	福山市内海町高山	1	240	6.6	8.5	護岸	福山市内海町高山	住宅地, 農用地, その他	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-
					928	6.6	8.5	消波工				
横田漁港海岸 (南)	水産庁	26	福山市内海町南	2	260	4.5	6.4	護岸, 胸壁	福山市内海町南	住宅地, その他	●生體系に配慮した海岸の整備 ・生體系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					405	4.5	6.4	離岸堤				
横田漁港海岸 (家廻)	水産庁	27	福山市内海町家廻	1	610	4.0	5.9	護岸, 胸壁	福山市内海町家廻	住宅地, その他	●生體系に配慮した海岸の整備 ・生體系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					471	4.5	6.4	離岸堤				
内海海岸 (横山)	農振局	31	福山市内海町横山	1	950	5.5	7.5	護岸	福山市内海町横山	農用地, その他	●生體系に配慮した海岸の整備 ・生體系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様に利用できる海岸の整備 ・滞在性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					1,210	4.8	6.7	護岸, 潜堤, 兼供	福山市内海町釜戸 ～小脇	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●多様に利用できる海岸の整備 ・生體系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域要素、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した種と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (40) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配置		施設の種別	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域			延長 (m)	規模		地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
							(T.P.m)						代表堤防高 (C.D.L.m)
箱崎港海岸 (阿伏瓦)	水産庁	40	1	福山市内海町阿伏瓦	福山市内海町阿伏瓦	148	3.3	5.3	福山市内海町阿伏瓦 見	住宅地, 農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系に配慮した海岸の整備</li> <li>●主浜・砂浜の維持・回復</li> <li>●景観に配慮した海岸の整備</li> <li>●自然景観や海岸景観の保全・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様に利用できる海岸の整備</li> <li>●遊歩帯レクリエーションの増進のための施設整備</li> <li>●遊歩帯利用の増進</li> <li>●観光資源や他のレクリエーション施設との連携</li> </ul>	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種別については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。